

不当労働行為救済申立てに対する命令について

広島県労働委員会は、次の申立てに対する命令（全部救済）を決定し、令和8年3月26日、当事者に命令を出しました。

1 事件の概要

(1) 当事者

申立人：X組合

被申立人：Y会社

(2) 申立日

令和7年7月15日

(3) 内容

申立人（以下「組合」という。）は、被申立人（以下「会社」という。）が組合員の賃金等の未払を団体交渉事項とした団体交渉要求に応じなかったことは、労働組合法第7条第2号の不当労働行為（団体交渉拒否）に該当するとして、団体交渉要求に誠実に応じること及び謝罪文の手交を求めて救済を申し立てた。

(4) 争点及び当委員会の判断

団体交渉要求に対する会社の対応が、労働組合法第7条第2号（団体交渉拒否）の不当労働行為に該当するか。 ⇒ 該当する。

2 命令の概要

(1) 主文の要旨

ア 会社は、組合が要求した団体交渉について、本命令書受領の日から2週間以内に
応じること。

イ 会社は、本命令書受領日から2週間以内に謝罪文を組合に手交すること。

(2) 理由

会社は双方で合意していた開催日に団体交渉に応じることではなく、会社が団体交渉要求を拒否していることは明らかである。また、会社が団体交渉を拒否したことに正当な理由は認められない。

したがって、会社の対応は正当な理由のない団体交渉拒否として、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。